

和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録要綱

平成23年10月17日制定

平成24年10月9日一部改正

平成25年9月3日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県森林資源情報利活用認定事業体の登録（以下「登録」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録の目的)

第2条 県が保有する森林簿に関する情報を、県内の市町村及び森林組合等と共有し、相互に連携した利活用を行うことにより、施業の集約化に伴う効率的かつ計画的な森林整備を促進し、もって紀州材を安定的に供給することを目的とする。

(登録の条件)

第3条 県は、次の各号のいずれかに該当する事業体等に対し、和歌山県森林資源情報利活用認定事業体（以下「認定事業体」という。）を希望するものの募集を行う。

- (1) 和歌山県内に事務所を置き、かつ、和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第3条の規定により登録された木材業者
- (2) 森林経営計画の認定を受けている者
- (3) 和歌山県森林組合連合会
- (4) 和歌山県内の森林組合

2 前項の規定に関して、第9条の規定により登録を取り消された日から2年を経過しない者は登録しないものとする。

(申請)

第4条 登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録申請書（別記第1号様式）に事業計画書（別記第1号様式の2）を添付の上、県に申請するものとする。

2 前項の登録申請書には、前条第1項(1)に該当する者は木材登録証の写しを、同項(2)に該当する者は、森林経営計画認定書の写しを、それぞれ添付するものとする。

(登録等)

第5条 県は、前条の申請書を受理したときは、その内容等を審査し、適当と認めるときは登録を行うものとする。

2 県は前項の規定により登録を行うに当たっては、必要事項を和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録簿（別記第2号様式）に記載するとともに、和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録の通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 県は必要であると認める場合は、前項の内容を公表するものとする。

(認定事業体の情報管理)

第6条 認定事業体は、県から提供を受けた情報について、県が定める和歌山県森林簿等管理要領（平成24年度制定）に基づき適正に情報の管理を行うものとする。

2 認定事業体は、県から提供を受けた森林簿に関する情報と当該箇所の現況に相違を発見した場合は、第8条の事業実績と併せて県に報告しなければならない。

3 県は、登録された認定事業体の情報管理等に対する状況について調査又は指導することができる。

4 認定事業体は、前項の調査に協力し、又は指導に従わなければならない。

(連携等)

第7条 県は、認定事業体と連携して施業集約化に努めなければならない。

2 認定事業体は、県が主催する情報管理等に関する研修会等に参加し、技術の研さんに努めなければならない。

(事業実績等の報告)

第8条 認定事業体は、毎年5月末までに、前年度の森林整備面積等の事業実績を記載した和歌山県森林資源情報利活用認定事業体事業実績書(別記第4号様式)を県に提出しなければならない。

(登録の変更等)

第9条 認定事業体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録事項変更届(別記第5号様式)を直ちに県に提出しなければならない。

- (1) 名称の変更があったとき
- (2) 代表者の変更があったとき
- (3) 事業所の所在地、連絡先に変更があったとき
- (4) 事業体が解散又は廃業したとき

2 県は前項の届出があったときは、和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録簿(別記第2号様式)の記載事項を変更するとともに、和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録事項変更通知書(別記第6号様式)により認定事業体に通知するものとする。

(登録の取消し)

第10条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定事業体の登録を取り消すことができる

- (1) 第3条第1項に示す登録の条件を満たさなくなった場合
- (2) 第3条第1項に該当するものが、認定事業体登録後に森林簿に関する情報提供を受けたにもかかわらず、2年以上経過しても森林経営計画を作成しなかった場合
- (3) その他和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録要綱取扱要領で定める場合

(所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課において所掌する。

附 則

この要綱は、平成23年10月17日から施行する

附 則

この要綱は、平成24年10月9日から施行する

附 則

この要綱は、平成25年 9月3日から施行する

和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所
代表者氏名 印

和歌山県森林資源情報利活用認定事業体として登録を受けたいので、和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

添付資料：別紙事業計画書のとおり

事業計画書

名 称			
代表者氏名			
木材登録番号			
住 所			
電話番号 F A X			
事務担当者名		役職	氏名
情報管理者名		役職	氏名
担当者メールアドレス			
年間事業計画	主な事業箇所	市 郡 町	
		皆伐(ha)	
	伐採面積(年平均)	択伐(ha)	
		搬出間伐(ha)	
		切捨間伐(ha)	
		計 (ha)	
		皆伐(m3)	
	素材生産量 (年平均)	択伐(m3)	
		間伐(m3)	
		計(m3)	
		森林作業道 (年平均)	開設延長(m)

別記第3号様式（第5条関係）

林 第 45 号
年 月 日

様

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録の通知書

平成 年 月 日付で申請のあった標記について、登録を決定しましたので、和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

登録番号：

年度 和歌山県森林資源情報利活用認定事業体事業実績書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所
代表者氏名

印

年度の事業実績について、和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

伐採面積	皆伐(ha)	
	択伐(ha)	
	搬出間伐(ha)	
	切捨間伐(ha)	
	計 (ha)	
素材生産量	皆伐(m3)	
	択伐(m3)	
	間伐(m3)	
	計(m3)	
森林作業道	開設延長(m)	

和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録事項変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所
代表者氏名

印

和歌山県森林資源情報利活用認定事業体の登録事項を変更したいので、和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

登録番号		登録年月日	
変更前の事項	事業体名称		
	代表者氏名		
	木材登録番号		
	住所		
	電話番号 F A X		
	その他		
変更後の事項	事業体名称		
	代表者氏名		
	木材登録番号		
	住所		
	電話番号 F A X		
	その他		
変更理由			

別記第6号様式（第9条関係）

林 第 号
平成 年 月 日

様

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録事項変更通知書

平成 年 月 日付で申請のあった標記について、登録事項を下記のとおり変更しましたので、和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

(変更事項)

担当：
TEL：